

新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

1 令和 5 年秋開始接種の接種状況等について（令和 6 年 1 月 18 日現在）

		人口	接種者数	接種率
文京区	全区民	229,653 人	47,235 人	20.6%
	（うち 65 歳以上）	43,633 人	24,103 人	55.2%
東京都	全都民	13,841,568 人	2,578,148 人	18.6%
	（うち 65 歳以上）	3,137,840 人	1,612,097 人	51.4%

※ 接種者数及び接種率は、東京都保健医療局 HP から引用

※ 人口は、令和 5 年 1 月 1 日現在の人口統計資料「年齢（各歳）別及び男女別人口（住民基本台帳）」を参考値として使用

2 令和 6 年度以降の新型コロナウイルスワクチンの接種について

令和 5 年 12 月 11 日及び 25 日に厚生労働省が行った自治体説明会において、令和 6 年度の新型コロナウイルスワクチンの接種体制等について以下のとおり示された。

接種の分類	B 類疾病の定期接種
接種対象者	・ 65 歳以上の高齢者 ・ 60～64 歳で重症化リスクの高い方※ ※ 範囲は季節性インフルエンザの定期接種と同じ。（心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、又は、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方）
自己負担	あり※ ※ 低所得者に関して接種費用を無料とするため、総接種費用の 3 割を普通交付税措置することとする。
接種期間、回数	年に 1 回、秋冬を想定
使用ワクチン	一般流通の状況について、今後示される予定
接種勧奨・努力義務	なし
予防接種証明書	定期接種では証明書発行の必要なし 接種証明書アプリとコンビニ交付を停止、窓口交付のみとする予定
救済制度	予防接種健康被害救済制度の「B 類疾病の定期接種」として区に請求
その他	上記接種対象者以外で接種を希望する場合は、予防接種法に基づかない「任意接種」として、自費で接種することが可能。 なお、任意接種における救済制度は、医薬品副作用被害救済制度に基づき、（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ請求。

3 接種費用について

新型コロナウイルスワクチン接種は、令和 5 年度までは全額国費にて被接種者の費用負担なしで実施しているが、令和 6 年度以降、B 類疾病の定期接種となるに当たって、被接種者に費用負担が生じることとなる。

接種にかかる費用の助成については、季節性インフルエンザやその他の感染症の動向等を踏まえて検討する。

4 定期接種化に伴う集団接種会場の終了等について

令和6年度以降、新型コロナウイルスワクチンが定期接種化することに伴い、区が設置する集団接種会場は、2月17日及び3月2日の実施をもって終了する。

あわせて、区コールセンターについても、令和5年度末をもって終了する。